

大分県報

令和二年
号外（九三）
十一月三十日

（月曜日）

目次

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………一

○条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

第八條第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

（特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正）

第七条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五條中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第八条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五條中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

（大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第九条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第十条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和三年四月一日から施行する。